

障害年金の制度の概要

1 公的年金と障害年金

公的年金には、老齢年金、障害年金、遺族年金の3種類の年金があります。
障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、
現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

老後の保障

65歳から一生涯受けることができる

老齢年金

病気やケガにより、障害が残ったとき

障害年金

一家の働き手が亡くなったとき

遺族年金

2 障害年金受給権者の状況

平成30年度末において、**障害基礎年金等の受給権者は約210万人**、**障害厚生年金等の受給権者は約60万人**となっています。

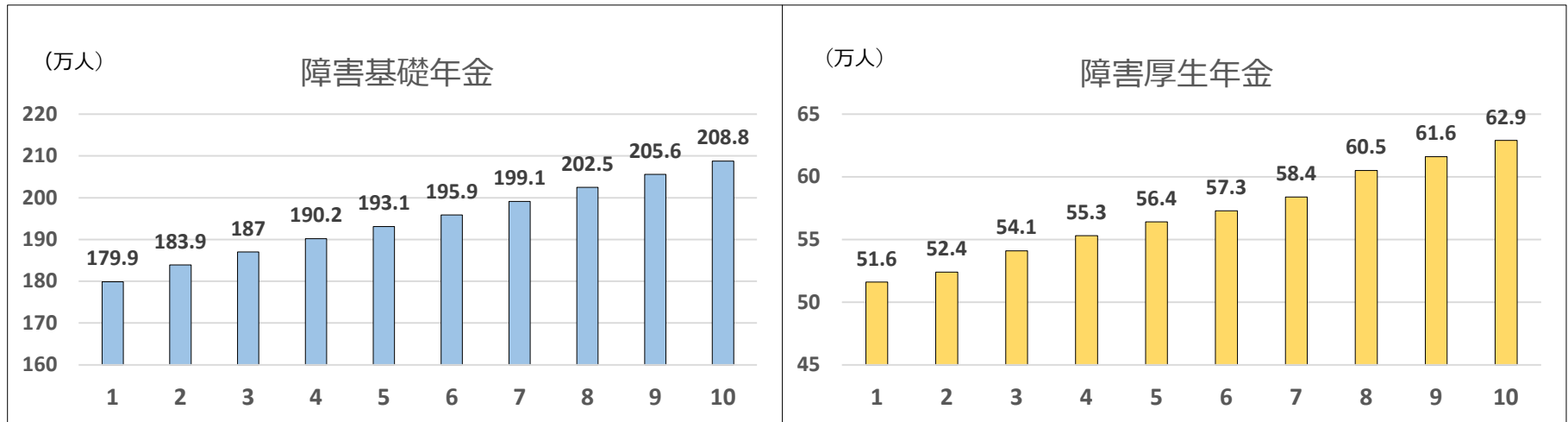
障害のある方に対して、障害年金の周知が進められていることから、近年、障害年金の受給権者数は増加しています。

【平成30年度末の受給権者数】

	基礎年金（国民年金）	厚生年金
障害年金	208.8万人	62.9万人 ※
老齢年金	3266.4万人	1608.7万人
遺族年金	23.5万人	590.7万人

※障害厚生年金を受給している方のうち、障害等級が1・2級である約32万人については同時に障害基礎年金も受給しています。

【受給権者数の推移】



3 障害年金の概要

障害年金は、病気やけがで障害が残ったとき、受け取ることができます。

【障害年金の種類】

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます

初診日が

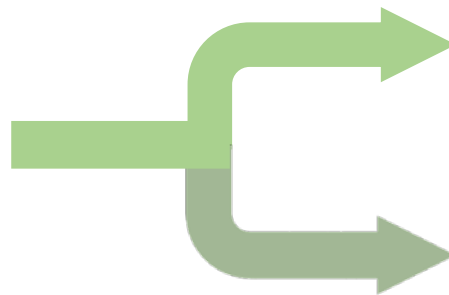
- ・ 国民年金加入期間
- ・ 60歳以上65歳未満
- ・ 20歳前



障害基礎年金

初診日が

- ・ 厚生年金保険の被保険者である期間



障害厚生年金

障害手当金

4 受給要件

次の条件のすべてに該当する方が受け取ることができます。

要件	障害基礎年金	障害厚生年金（障害手当金）
(1) 初診日要件	障害の原因となった病気やけがの <u>初診日が次のいずれかの間にあること。</u> ○国民年金加入期間 ○60歳以上65歳未満 ○20歳前	障害の原因となった病気やけがの <u>初診日が厚生年金保険の被保険者である間にあること。</u>
(2) 障害認定日要件	障害の原因となった病気やけがによる 障害の程度が <u>障害認定日または20歳に 達したときに、障害等級1級または2級 に該当していること。</u>	(障害厚生年金) 障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が <u>障害認定日に、障害等級1級～3級に該当していること。</u> (障害手当金) 障害の原因となった病気やけがが、 <u>初診日から5年以内に 治り、その治った日※に、障害の程度が障害手当金を受けら れる程度であること。</u>
(3) 保険料納付要件	<u>保険料の納付要件を満たしていること。</u> ただし、20歳前に初診日がある障害 基礎年金は納付要件は不要です。	<u>保険料の納付要件を満たしていること。</u>

障害の程度を定める日

※ 「治った日」には、症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態になった日（症状固定日）が含まれます。

5 障害認定日要件

障害認定日要件

障害認定日において障害の程度が**障害等級が1級または2級（障害厚生年金は1級～3級）**に該当していること。

障害認定日とは？



障害の程度の認定を行う基準日のこと

- 請求する傷病の**初診日から起算して1年6カ月**を経過した日
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6カ月以内にその傷病が治った場合には、その**傷病が治った日**

障害等級	障害の状態
1級	身体の程度の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 のもの（身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの）
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、 日常生活が著しい制限を受ける程度 のもの（家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の選択等）はできるがそれ以上の活動はできないもの）
3級	労働が著しい制限を受ける程度 のもの
障害手当金	労働が制限を受ける程度 のもの

障害認定日において障害等級に該当しない場合には？

● **事後重症による障害年金**

その後障害の程度が悪化し65歳に達した日※の前日までの間に障害等級に該当する程度の障害の状態になった場合には、65歳に達した日の前日までの間に改めて請求することができます。

※65歳に達した日 = 65歳の誕生日の前日

6 保険料納付要件

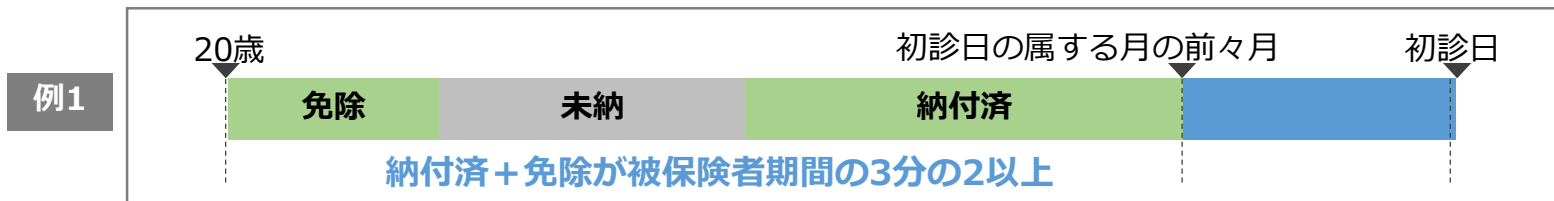
保険料納付要件

以下のいずれかの保険料納付要件を満たしていること。

3分の2以上納付（原則）

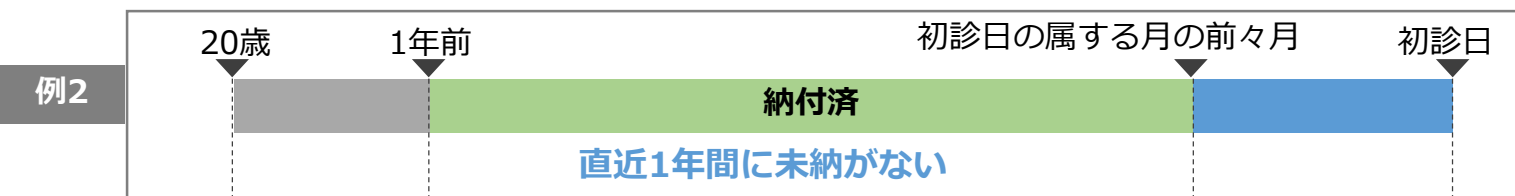
- **初診日の前日**において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の期間、納付済か免除**されていること。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。

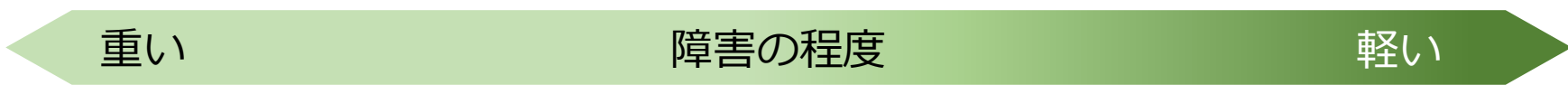


直近1年間に未納がない（特例）

- **すべてを満たす方**
 - **初診日の前日**において、初診日の属する月の前々月までの直近の**1年間**に保険料の未納がない
 - 令和8年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った
 - 初診日において65歳未満であること（初診日が65歳の誕生日の前々日以前）



7 障害年金・障害手当金の受給イメージ



	1級	2級	3級	
厚生年金保険	障害厚生年金(1級)	障害厚生年金(2級)	障害厚生年金(3級)	障害手当金
	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金		
国民年金	障害基礎年金(1級) 月額 約81,000円	障害基礎年金(2級) 月額 約65,000円		
	子の加算額 (第1・2子) 各月額 約19,000円	子の加算額 (第1・2子) 各月額 約19,000円		

1級または2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金も合わせ受給できます

子の加算は、第3子以降は各月額約6,000円

8 障害年金の手続き

○書類の提出先

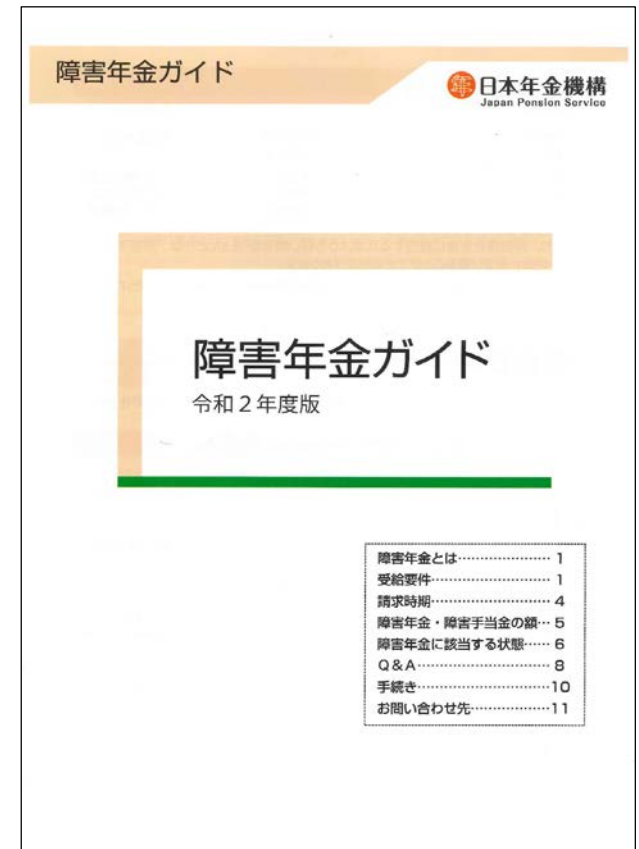
- ・ 障害基礎年金
⇒ お住まいの市(区)役所または町村役場
- ・ 障害厚生年金
⇒ お近くの年金事務所

○添付書類

請求手続きには、**初診日を証明できるもの**や**年金用の診断書**等の添付書類が必要となります。

添付書類は、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位、配偶者の有無などにより異なりますので、**事前に年金事務所や市(区)役所**または**町村役場**でご相談ください。

パンフレット 「障害年金ガイド」



ご不明な点は、
お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。